

戦没者特別弔慰金について

【内容】

戦没者特別弔慰金について、対象者に市役所から何の知らせもないというのはおかしいのではないか。

【回答】

特別弔慰金の申請に係る市民の皆さんへのお知らせにつきましては、県の申請受付事務要項に基づいて行っておりますが、申請対象者が複数おられる場合などもあり、申請者の特定が難しいことから、申請者をこちらで特定した形での案内はしておりません。

市では広報紙への掲載のほか、市内 10 か所で説明会を開催するとともに、戦没者遺族会等を通じて周知を図っております。さらに、郵便局でも周知いただくなど多様な手段を通じて周知に努めています。

申請期間は平成 20 年 3 月までとなっておりますので、今後とも定期的な広報に努め、お知らせしていきたいと考えていますのでご理解とご協力をお願いいたします。

(担当：保健福祉総務課)